

こまきこども未来館受付業務及び講座開催委託プロポーザル
実施要綱

〔令和５年１０月４日〕
〔５小多交第１０１９－１号〕

(趣旨)

第１条 この要綱は、こまきこども未来館受付業務及び講座開催について技術的に最適な者（以下「最適者」という。）を特定するため、公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）を実施することとし、その手続について必要な事項を定めるものとする。

(業務の概要)

第２条 対象とする業務は、こまきこども未来館受付業務及び講座開催（以下「業務」という。）とする。

(参加資格)

第３条 プロポーザルに参加することができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定に該当しない者
- (2) 第５条に規定する参加表明書を提出する日において、小牧市の入札参加資格者名簿に記載されている者
- (3) 小牧市建設工事等請負業者指名停止措置要領（平成１１年３月４日 １１小総第４７号）に基づく指名停止の措置又は小牧市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書（平成２４年６月２５日付け小牧市長・愛知県小牧警察署長締結）に基づく排除措置若しくはこれに準ずる措置を受けていない者
- (4) 会社更生法（平成１４年法律第１５４号）第１７条の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）第２１条の規定による再生手続開始の申立てがなされていない者。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた者で、再度の小牧市入札参加資格審査の申請を行い、認定を受けたものについては、更生手続開始又は再生手続開始の申立てがなされなかった者とみなす。
- (5) 業務を単体企業で受託することができる者

(公募の公告)

第4条 市長は、プロポーザルに参加する者に必要な参加資格、条件、業務の内容その他プロポーザルに必要な事項について公告するものとする。

2 市長は、前項の規定による公告をしたときは、その内容を市ホームページ等において公表するものとする。

(参加表明書等の提出)

第5条 プロポーザルに参加しようとする者は、プロポーザルへの参加表明書その他別に定める提出書類を市長に提出しなければならない。

(審査)

第6条 市長は、別に定めるこまきこども未来館受付業務及び講座開催委託プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）に前条の提出書類の内容の聴取等を行わせ、最適者及び次点者1者を選定させ、及びその結果を市長に報告させるものとする。

2 市長は、前項の報告に基づき、最適者及び次点者1者を特定するものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、プロポーザルへの参加表明書を提出した者が1者の場合においては、市長は、審査委員会に当該者に係る前条の提出書類の内容の聴取等を行わせ、及びその結果を市長に報告させるものとし、当該者が優秀であると市長が認めたときは、その者を最適者として特定するものとする。

4 市長は、第2項又は前項の規定により最適者として特定した者及び第2項の規定により次点者として特定した者に対してはその旨を様式第1により通知し、特定しなかった者に対しては特定しなかった旨及びその理由を様式第2により通知するものとする。

(審査結果の公表)

第7条 前条第2項及び第3項の規定により特定された者については、同条第4項の通知後、速やかに市ホームページにおいて公表するものとする。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、プロポーザルの実施について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和5年10月4日から施行する。

2 この要綱は、第7条の規定による公表をもって、その効力を失う。

様式第1（第6条関係）

第 号
年 月 日

様

小牧市長



こまきこども未来館受付業務及び講座開催委託プロポーザルの
審査結果について（通知）

このことについて、審査を実施した結果、貴社を下記のとおり当業務
の〔 最 適 者 〕
〔 次 点 者 〕として特定しましたので通知します。

記

- 1 審査結果
- 2 貴案に対する講評
- 3 その他

問合せ先：

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第2（第6条関係）

第 号
年 月 日

様

小牧市長



こまきこども未来館受付業務及び講座開催委託プロポーザルの
審査結果について（通知）

このことについて、審査を実施した結果、貴社については、下記のと
おり当業務の最適者又は次点者として特定されませんでした。

今回のプロポーザルの実施にあたり、貴重な時間を費やされ、真摯に
取り組んでいただきましたことに対し、心から感謝申し上げます。

記

特定しなかった理由

問合せ先：

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。